

平成 21 年 6 月 12 日現在

研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2006～2008
 課題番号： 18520024
 研究課題名 (和文) ヒュームと近代自然法学の伝統
 研究課題名 (英文) Hume and the Tradition of Natural Jurisprudence
 研究代表者 下川 潔 (KIYOSHI SHIMOKAWA)
 学習院大学・文学部・教授
 研究者番号：40192116

研究成果の概要：

18 世紀の哲学者デイヴィッド・ヒュームは、グロティウス、ホッブズ、プーフENDORF、ロック、ハチソンらが形成した近代自然法学の伝統をラディカルに変容させた。ヒュームは、正義と所有権の起源を人間の本性と財の状況に関連づけて説明し、さらに正義や所有権の尊重に伴う道徳的是認や称賛についても説明するが、その際に、神に言及したり論証に訴えることはしない。ヒュームは、もっぱら諸個人が経験する快や、自己利益や共通利益の感覚に訴える。このラディカルな変容は、ヒュームの一貫した経験主義と自然主義、さらには快と利益を重視するエピクロス主義によって可能になった。ヒュームの理論は、正義と所有権、および随伴する義務の感覚から一切の神秘性を剥ぎ取り、これらを経験可能な快と利益感覚によって説明しなおすがゆえに、大きな理論的意義をもつ。それはまた、ベンサム功利主義を準備したがゆえに歴史的意義をもつ。しかし他方で、ヒュームによる近代自然法学の変容は、正義概念をラディカルに縮小化し、自然法学の伝統に埋め込まれていた人間の尊厳という価値を、正義の領域の外へと追放したものであった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	480,000	3,180,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：ヒューム、グロティウス、自然法、正義、所有権、功利主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 英語圏や日本における一定の研究の蓄積にもかかわらず、ヒュームが近代自然法学

の伝統をいかに変容させたかは、これまで決して十分に解明されてはこなかった。そのためにも、ヒュームと功利主義との関連も、不十分な仕方では理解されてこなかった。

(2) 一方では、ヒュームと近代自然法学との関連を解明しようとする研究があり、この種の研究は概して両者の連続性を強調した。例えば、Stephen Buckle, *Natural Law and the Theory of Property: Grotius to Hume* (Oxford: Oxford University Press, 1991) は、この種の研究の成果である。

(3) 他方ではヒュームを功利主義の祖として描く研究があった。これはヒュームが近代自然法学の伝統から重要な見解をほとんど継承しなかったかのような想定を立て、そのうえでヒュームを「反」自然法の思想家として描こうとした。この種の研究の一例として、Fredrick Rosen, *Classical Utilitarianism from Hume to Mill* (London: Routledge, 2003) を挙げることができよう。

(4) 以上二つの研究動向が相互に交わることなく併存してきた。そのために、(1)に述べた不十分な解明や理解は改められることなく、今日に至っている。

2. 研究の目的

従来の研究は一つの重要な視点を欠いていた。そこに欠けていたのは、「変容」の視点である。すなわち、ヒュームはいかにして近代自然法学の伝統を変容させたか、という「変容」の視点が、そこには欠けていたのである。

本研究はこの視点を自覚的に採用し、ヒュームがいかにして近代自然法学を変容させたか、そしてその変容はいかなる思想上の意義をもつかを明らかにする。次の二つが取り組むべき主要課題である。

(1) ヒュームは、グロティウスからホッブズ、プーフェンドルフ、ロックを経てハチソンに至る近代自然法学の伝統を、いかなる仕方で、どれほどラディカルに変容させたか？この問いに答えるために、ヒュームがグロティウス以降の諸理論にいかに応答したかを考察し、このプロセスを丹念に解明したい。

(2) ヒュームのラディカルな変容は、いかなる思想的意義をもつか？この問いに答えるために、一方でヒュームの貢献と彼による近代自然法学の思想遺産の破壊を考察し、他方で、ヒュームの立場とベンサム功利主義との連続性と差異を考察したい。

3. 研究の方法

(1) グロティウス、ホッブズ、プーフェンド

ルフ、ロック、ハチソンを近代自然法学の伝統の主要な担い手として捉えたうえで、ヒュームが彼らの正義論と所有権論に対していかなる仕方で応答し、彼らの理論を変容させたかを丹念に描き出す。これはヒュームの正義論と所有権論が、上記の自然法学者たちの理論とどの点で連続し、どの点で断絶しているかを確定する試みである。

(2) 正義論と所有権論に隣接する問題領域として、約束遵守義務の根拠の説明や、道徳判断や法的判断の理論にも注意を向け、これらの説明や理論において、ヒュームが近代自然法学者たちにどう応答しているかも考察する。これによってヒュームと近代自然法学の関係の連続面と断絶面を、より細かく検討することができる。これは、(1)の作業を行うための補助作業である。

(3) ヒュームによる近代自然法学の変容の積極的側面と否定的側面の双方を考察し、さらに、ヒュームとベンサムの連続性と差異を考察する。これによって、近代自然法学・ヒューム・ベンサム功利主義の三者の相互比較を行い、それらの連続性と差異を明らかにする。このようにして、ヒュームによる近代自然法学のラディカルな変容の意義を、彼に先立つ近代自然法学の伝統および彼以降に登場する功利主義の伝統との関連と対比において解明する。

4. 研究成果

(1) 近代自然法学の正義論とヒュームにおけるその変容

近代自然法学の正義論からヒュームの正義論に目を転じると、その内実が変容していることが判明する。しかし、ヒュームに関する限り、この変容は所有権論の変容として以下の(2)で論じることができる。なぜなら「正義」とは、ヒュームによれば、「他人の所有権に手をつけないこと」を意味し、正義論は所有権論にほかならないからである。しかし、正義論の変容には、所有権論と独立に考察されねばならない側面がある。正義とは何であるかという捉え方、つまり正義概念が変容し、その結果として、正義論の射程が変化したのである。

ヒュームの正義概念はグロティウスの「補充的正義」(justitia expletrix)の概念——正義とは、「他人のものに手をつけないこと」(alieni abstinentia)であるという考え方に由来し、他の近代自然法学者の正義概念も、多かれ少なかれこの概念の主たる特徴を継承している。グロティウスが言う「他人の

もの」とは、他人の「完全な権利」（強制力によって回復してよい権利）の対象となるものであって、自然的には、各人の生命、四肢、自由、名誉などがその対象であり、人為的な合意を経た後には、外的な財産もこれら自然権の対象に準ずるものとしてこの完全な権利のリストに追加される。グロティウスからハチソンに至るまでの自然法学の伝統においては、この「完全な権利」の領域に属するものは、さまざまな仕方でも列挙された。ホブズやロックにおいては、その領域は「所有権/物」（propriety, property）と呼ばれた。グロティウスの場合と同じように、これも強制力で回復してよい対象を指し、その対象は財産だけでなく、生命、身体、夫婦間の情愛にかかわる貞操や名誉（ホブズ）、あるいは生命、身体、健康、自由など（ロック）を含んでいた。

このような意味での他人の「所有権」ないし「完全な権利」を保全すること——それに手をつけないこと——が、グロティウス以降の「正義」概念であった。他方、伝統的な配分的正義は、グロティウスによって、道徳的な適合性にもとづくものとされ、厳密な意味での正義ではなく、慈愛や善意の問題領域に属するものと見なされた。この正義概念は、配分的正義を排除した狭い概念である。

ヒュームはグロティウスに由来するこの狭い正義概念を継承し、それをさらに縮小化する。彼は、「他人のもの」の中に、他人の身体や自由や貞操や名誉などを含めず、「他人のもの」を「他人の財産」と同一視することによって、一層狭い正義概念を作り上げる。その際にヒュームが依拠したのが、三つの善に関わる議論である。ヒュームによれば、外的な財産の享受という善は、精神的満足と身体的利益という二つの善とは違って、他人が強奪したとしても、他人は損失を受けることなく、依然として当の対象から「利益」を得ることができるようなものである。それゆえ、この種の善だけが他人の暴力にさらされやすく、それだけが他人の暴力から守られるべき正義の対象なのである。この議論は、強奪者の利益を、物的対象それ自体から得られる利益として不当に狭く理解しており、この点で誤りを含んでいる。しかし、この誤った議論によってヒュームは、グロティウスからハチソンまで続いた正義概念をさらに縮小化し、正義論の射程を狭めたのである。

(2) 近代自然法学の所有権論とヒュームにおけるその変容

ヒュームの所有権論は、一種の合意所有権論であり、その限りにおいては、グロティウス、ホブズ、プーフエンドルフの合意所有権論の系譜の延長線上で理解されるべきで

ある。彼らのキーワードは、pactum（協約ないし合意）であるが、ヒュームは、pactumを複数の人々の中の「意志の一致」として捉えたグロティウスやプーフエンドルフとは違い、自由意志論を斥け、ホブズの自然主義と（両立可能論的）決定論から洞察を得て、グロティウス、プーフエンドルフのpactumの概念を彼独自のconvention（黙約）概念へと作り変える。ヒュームのconventionは、諸個人の明示の意志の一致ではなく、諸個人の間の利益感覚の暗黙の一致である。このconvention概念は、人間の心を自然の一部として捉える自然主義と、外的状況や利益感覚と、人間の行為との関係を因果的に決定されたもの（＝恒常的に接続したもの）として捉える（両立可能論的）決定論にもとづいている。

ヒュームは、この自然主義的であり、また（両立可能論的）決定論にもとづくところのconvention概念を駆使して、所有権の起源と正義の規則の起源とを同時に説明する。この説明はよく知られている。正義と所有権は、人間の利己心と限られた寛大さ、ならびに財の相対的稀少性を背景にして、財の不安定性を解消する手段として、諸個人が加入するconventionから発生する。この発生論的説明によれば、正義の規則と所有権を発生させるのは、道徳判断ではなく、当初から諸個人がもっている自己利益の感覚であり、また彼ら／彼女らが徐々に獲得する共通利益の感覚である。正義の規則と所有権がいったん確立したならば、公共利益への共感が作用して、各人の心の中には、正義の徳に対する道徳的是認や称賛の感情が自然に湧き上がる、とヒュームは考える。各人は遠く離れた人間の快苦を、共感のメカニズムを通じて、自分のものとして感じるようになり、これが正義と所有権に関する道徳判断の基礎となる。

ヒュームの所有権論は、近代自然法学におけるグロティウス・プーフエンドルフ型の合意所有権論を、経験主義・自然主義・エピクロス主義を媒介として、世俗的な理論へとラディカルに変容させたものである。他方、この所有権論は、ロックが提示し、バルベイラックやカーマイケルが擁護し、後にハチソンが修正したところの、合意を不要とする労働所有権論の系譜とは対立する。後者は、一定の条件のもとでの労働主体による一方的財産獲得によって所有権を正当化する理論である。ヒュームにとっては、所有権は、相互依存的な正義の秩序ないし正義の規則の施行によって生み出される。主体の一方的な財産獲得行為は、それ自体として所有権の正当性の根拠となるものではない。

(3) ヒュームによる近代自然法学の変容の意義

① 近代自然法学への貢献とその思想遺産の破壊

A. 正義概念の縮小化の意義

上の(1)で触れたように、ヒュームは近代自然法学の狭い正義概念をさらに狭いものへと作り変えた。このことの積極的意義はどこに見出されるか？これによってヒュームは、正義の起源と道徳的是認の問題を、神や一切の神学的考慮から切り離し、世俗的な利益感覚や経験可能な快によって説明することができるようになった。ヒュームは特異な狭い正義概念を採用したがゆえに、正義の起源と道徳的是認を、所有権の保全に関わる問題へと転換することができた。そうして、この後者の問題に関して、彼は利益感覚や快にもとづく、もっともらしい説明を与えることができた。もし「正義」が外的な財産の保全以外のもの（例えば生命や身体や名誉）の保全にもかかわるものだとすれば、その分だけ、正義の起源やその道徳的是認を単に利益感覚や快によって説明することは難しくなるだろう。生命や人身、あるいはそれに付随する名誉などは、外的な財産と比べて、より直接的に人間の尊厳にかかわるため、それらに関わる権利の起源や道徳的是認を、世俗的な利益感覚や快だけによって説明するのは難しい。しかし、正義概念の縮小化は、このような説明を容易にしたのであり、さらに、財産所有権の説明としては、それはもっともらしい説明でもあった。

他方、この正義概念の縮小化は、近代自然法学の伝統の中に埋め込まれていた貴重な思想、すなわち、生命・人身・自由・名誉等を尊重する思想、一言で言えば、人間の尊厳という思想を破壊したのである。もはやヒュームは、諸個人の人身や尊厳にかかわる諸利益を、法や規則によって平等に保護する、という「正義」の観点を採ることはできない。ヒュームは道徳理論において、人間らしさや利他心といった徳について語るため、このような理論装置を使って人間の尊厳を守ることにはできる。彼はまた、歴史叙述において人身の自由への関心も示している。しかし、ヒュームは正義論の射程をラディカルに狭めたがゆえに、人身や尊厳にかかわる問題を、「正義」の問題として、つまり法や規則による平等な保護の問題として、考察することはできないのである。

B. ヒュームの世俗的所有権論の意義

ヒュームの所有権論は、神を前提としない。それはグロティウス、プーフエンドルフ、ロック、ハチソンらの所有権論とは異なり、徹底した世俗的な所有権論である。それはまた、

ホッブズの世俗的理論とも異なる。ヒュームの理論は、より豊かな経験的観察に裏づけられ、人間本性に関するバランスのとれた見解にもとづいているからである。

グロティウスとプーフエンドルフと比べた場合、ヒュームはいかなる理論的貢献をしたのか。ヒュームは、意志の一致に代えて利益感覚の一致を考察することによって、所有権制度を当事者相互にとって利益となるような行為システムとして捉え、そのうえで、いかにしてそのシステムが、当初は自己利益を追求していたはずの諸個人の行為から、相互作用を通じて出現するかを見事に示した。確かにグロティウスやプーフエンドルフも当事者相互の利益という観点をもってはいしたが、彼らは合意を意志の一致として捉えており、その限りにおいて、その合意は、当事者の利益感覚や快を超えた何らかの別の統一的基準を採用する可能性もある。ヒュームの自然主義は、当事者の感覚に密着した理論、しかも相互行為を重視した理論を可能にした。これによって、世俗性を徹底した仕方追求する理論が生まれたのである。

次に、世俗的だと言われるもう一つの理論であるホッブズの所有権論と比べたら、どうであろうか。ヒュームは、ホッブズのように主権者の強制権力ないし処罰の恐怖を用いることなく、共通利益の浸透と信頼の醸成に訴えて所有権の発生を説明している。ホッブズにおいては、相互信頼は covenant (信約) [ラテン語版では pactum] の有効性の条件である。したがって、その信頼が欠如している自然状態で、いかにして所有権を確立するような有効な信約を交わすかという難問が未解決のまま残る。ヒュームにおいては、家庭生活における共通利益の浸透や、共通利益の成立が信頼感を醸成するプロセスを視野に入れているため、ホッブズの難問は回避される。

さらに、ヒュームの理論をロックの労働所有権論（や同じ系譜に属する他の理論）と比べると、どうだろうか。ヒュームにおいては、「所持」(possessions)と「所有権/物」(property)が区別され、所有権が、規則の施行とともに成立することが前提とされている。これに対して、ロックの場合には、所有権の成立が、規則の施行と関連づけられるのではなく、豊かな資源の状況や、他者への危害の欠如という曖昧な基準に依存するものとされる。この点が、労働所有権論の欠陥だと考えられる。

もちろんヒュームの所有権論も、理論的問題を抱えていないわけではない。例えば、それは、配分的正義の問題を不当に軽視している。しかし、これは、ヒューム所有権論がグロティウス以降の所有権論と共有する問題である。ヒューム特有の理論的欠陥は、彼の

所有権起源論においてではなく、むしろ、「所有権を決定する規則」に関して彼が与える心理主義的説明に見られる。

② ベンサム功利主義との連続性と差異

ベンサムが功利主義を形成する際に、ヒュームの正義／所有権論から洞察を得たことは間違いない。これは、ベンサムが『統治論断片』に付けた注が示している通りである。しかし、ヒュームとベンサムの差異は次の二点に見られる。第一に、ヒュームは正義の徳の道徳的是認の根拠を、公的効用（正義／所有権の制度が、当該社会の人々に利益をもたらす傾向性）に求めたが、決してすべての徳や行為の道徳性を効用によって説明したわけではない。ヒュームによれば、自然的な徳の中には、効用つまり利益をもたらす傾向性とは無関係に、本人もしくは他人に直接的に快をもたらすがゆえに是認される徳がある。これに対して、ベンサムはあらゆる徳や行為の道徳性を功利性の原理によって基礎づけたのである。第二に、ヒュームが公的効用の概念を用いたのは、正義／所有権の制度やそれを補強する実定法の制度が、いかに人々によって是認されるかを説明するためである。ヒュームがこのように所与の制度に保守的説明を与えただけであるのに対し、ベンサムは功利性の原理を用いて、正義の規則や実定法の制度を改革すべきだと提唱した。二人はともに、利益感覚と快を重視し、正義を人為的取り決めの産物と見なしたエピクロス主義を共有していた。しかし、ヒュームはベンサムのような規範的、改革的な功利主義を採用しなかったのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 下川潔「ヒュームと近代自然法学の変容」『法哲学年報 2007: 法思想史学にとって近代とは何か』(有斐閣、2008年), pp. 42-50, 査読有.

② 下川潔「書評論文: Yasuhiko Tomida, *The Lost Paradigm of the Theory of Ideas*」『イギリス哲学研究』31号(2008年), pp. 81-82 査読有.

[学会発表] (計 2 件)

① 下川潔「ジョン・ロック同意理論の再検討」関西コーレルリッジ研究会, 2008年9月20日, 同志社大学.

② 下川潔「ヒュームと近代自然法学の変容」, 日本法哲学会学術大会, 2007年11月10日, 同志社大学.

[図書] (計 4 件)

① 下川潔 (井上達夫編)『岩波講座 哲学 第10巻: 社会／公共性の哲学』(岩波書店, 2009年) v-xiii, 260頁のうちpp. 65-86.

② 下川潔 (松永澄夫編)『哲学の歴史6: 経験・知識・啓蒙』(中央公論新社, 2007年) 726頁のうちpp. 84-167, 689-694.

③ 下川潔, 日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』(研究社, 2007年) 762頁のうちpp. 202-204, 633.

④ Kiyoshi Shimokawa, Peter Anstey (ed.), *John Locke: Critical Assessments of Leading Philosophers*, series 2, vol. 1, (London: Routledge, 2006), pp.177-216.

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

下川 潔 (SHIMOKAWA KIYOSHI)
学習院大学・文学部・教授
研究者番号: 40192116

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者